

2

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん  
**高校生等奨学給付金**

給付

7月電子申請



教科書費、教材費など**授業料以外の教育費**を給付する制度です。

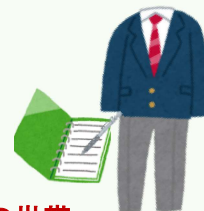
**手続**

7月（毎年度、申請手続が必要）

**対象者**

〈次のいずれにも該当する者〉

- ☑ 国公立高校等（県外の学校を含む）に在学する生徒の保護者等
- ☑ 保護者等が広島県内に住所を有している
- ☑ **生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が182,500円未満の世帯**
- ☑ 生徒が高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている



◆ 給付回数は、1人の生徒につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。  
 ただし、過去に高校等の中退して再入学した場合は、最大2回まで追加で受給できる場合があります。

**支給額**

区 分		支給額（年額）	
住民税所得割	年収目安	全日制・定時制	通信制
非課税の世帯	270万円未満	<b>143,700 円</b>	<b>50,500 円</b>
105,500円未満の世帯	270～380万円未満	<b>47,900 円</b>	<b>16,830 円</b>
182,500円未満の世帯	380～490万円未満	<b>35,930 円</b>	<b>12,630 円</b>
生活保護受給世帯		<b>32,300 円</b>	

令和8年度  
から拡充！

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人家族の目安

**ポイント**

- 申請手続は、保護者がお住まいの都道府県で行います。  
 生徒が県内の国公立高等学校等に在学する場合でも、保護者が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。
- 「定時制及び通信制課程 修学奨励金」の貸付けを受ける場合は、高校生等奨学給付金を**受給することはできません。**

**Q & A**

「保護者等全員の住民税所得割」の額はどこで確認できますか？



住民税は、マイナポータルのほか、市区町村役場等で交付される「税額決定通知書」や「所得課税証明書」等で確認できます。  
 住民税には均等割と所得割がありますが、判定には所得割のみを用います。

奨学給付金が決定された場合、どのように受け取ることができますか？



申請時に届け出いただく保護者等名義の**指定口座へ、県教育委員会が振り込み**ます。  
 ただし、高校等が保護者等に代わって受領し、学校徴収金等に充てる場合があります。

一度、支給を受けたら、卒業までずっと受給することができますか？



毎年7月1日時点の課税状況等を確認するため、**毎年申請が必要**です。  
 そのため、保護者等の収入状況等によっては、今年度は支給対象であっても、翌年度以降は対象外となる場合もあります。逆に、翌年度から対象となる場合もあります。